

生活福祉資金特例貸付

【緊急小口資金】

▼対象者 休業等による収入の減少で、一時的な生計維持のための資金を必要とする世帯

▼貸付上限 10万円以内(要件に該当する場合20万円以内)

【総合支援資金(生活支援費)】

▼対象者 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

▼貸付上限 ▽2人以上世帯:月額20万円以内
▽単身:月額15万円以内

▼貸付期間 原則3カ月内

※詳細は、豊岡市社会福祉協議会のホームページでも確認できます。

《問合せ》豊岡市社会福祉協議会▽本所 ☎23-2573▽城崎支所 ☎32-4503▽竹野支所 ☎47-1423▽日高支所 ☎42-0100▽出石支所 ☎52-3024▽但東支所 ☎54-0181

※緊急小口資金については、近畿ろうきんでも申込書類が受け取れます。

近畿ろうきんフリーダイヤル ☎0120-46-1999

事業者の皆さんへの支援

持続化給付金(国制度)

(上限:法人200万円・個人事業主100万円)

▼対象者 2020年1~12月のうちいずれか1カ月の売上が、前年同月に比べ50%以上減少

※新規に開業した方に対する特例などがあります。

《問合せ》持続化給付金コールセンター
☎0120-115-570

環境経済課 ☎23-4480

創業初期事業者支援給付金(市制度)

(定額30万円)

▼対象者 次の全てに該当

▽2019年5月~20年4月までに市内で創業された個人事業主・法人で、100万円以上の初期投資等を行っている方

▽国の持続化給付金の対象にならない方

《問合せ》環境経済課 ☎23-4480

神鍋地域事業継続支援給付金(市制度)

(定額30万円)

▼対象者 次の全てに該当

▽神鍋地域(太田、名色、万場、栗栖野、山田、万劫、稲葉、水口、東河内)に事業所がある事業者

▽スキー客減少で2019年12月~20年3月のうちいずれか1カ月の売上が前年同月比30%以上減少

▽新型コロナウイルス感染症の影響により2020年1~12月のうちいずれか1カ月の売上が、前年同月に比べ50%以上減少

《問合せ》日高振興局地域振興課 ☎21-9056

休業要請事業者経営継続支援金(県・市制度)

(上限:法人30~100万円・個人事業主15~50万円)

※特定業種の場合は、法人10~30万円・個人事業主5~15万円

▼対象者 次の全てに該当

▽2020年3月1日以前に創業

▽2020年4月または5月の売上が前年同月比50%以上減少

▽兵庫県の休業要請期間中、継続的に休業

▽兵庫県休業要請対象施設に該当

《問合せ》兵庫県経営継続支援金相談ダイヤル
☎078-361-2281

雇用調整助成金(国制度)

従業員への雇用を維持するための休業手当、賃金等の一部を国が助成

《問合せ》ハローワーク豊岡 ☎23-3101

緊急雇用維持助成金(市制度)

▼対象者 国の雇用調整助成金を申請した事業主

▼対象期間 2020年4月1日~6月30日の間で実施される休業

▼支給額 雇用調整助成金申請額に対して、最大で1/10相当額

《問合せ》環境経済課 ☎23-4480

新型コロナウイルス感染症対策 支援制度

市民の皆さんへの支援

特別定額給付金

- ▼1人あたり10万円を給付
- ▼対象者 基準日(4月27日)において、本市に住民票のある人
- ▼受給権者 世帯主
- ▼申請方法 郵送申請
※オンライン申請も受付中
- ▼申請の流れ
 - ▽申請書に必要事項の記入・押印
 - ▽本人確認書類(運転免許証、健康保険証等いずれか1点)の写し
 - ▽口座確認書類(通帳、キャッシュカード等いずれか1点)の写し
- ▽期限(8月24日)までに申請書を郵送
- ▽市の審査
- ▽審査結果の通知、給付金の給付(約2週間後)
- ▼申請期間 5月25日(月)～8月24日(月)
《問合せ》総務課☎21-9009

申請書に添付
事前に準備してください

児童扶養手当・就学援助費受給世帯に対する緊急支援給付金

- ▼支給額 一世帯 3万円
- ▼対象世帯 4月分または5月分の児童扶養手当受給世帯、4月30日時点での就学援助費受給世帯 ※生活保護費受給世帯を除く
- ▼支給方法 各手当等で使用している口座へ振り込みます(基本的には5月15日に振り込み)
※申請は不要
- 《問合せ》社会福祉課☎24-7031
こども教育課☎23-1451

国民健康保険及び後期高齢者医療加入者への傷病手当金

- ▼対象者 感染療養のため労務に服することができない期間、給与の全部または一部を受けることができなくなった方
- 《問合せ》市民課☎21-9061

子育て世帯への臨時特別給付金

- 4月分の児童手当(特例給付を除く)受給者に、対象児童一人あたり1万円を給付。申請不要。
- ▼振込日 6月15日(月)
《問合せ》市民課☎21-9015

住居確保給付金

- ▼対象者 ▽離職・廃業後2年以内の方▽個人の責に帰すべき理由によらないで休業等により収入が減少し、離職等と同程度の方(雇用で就業されている方は、本人の責めによらないで勤務日数や就労時間が減少した方)
- ▼支給要件 ▽世帯の生計を主として維持している方▽誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
▽自立相談支援機関の支援を定期的受けること
- ※その他に収入や預貯金等に関する要件があります。
- ▼支給額(上限) ▽単身世帯32,300円▽2人世帯39,000円▽3～5人世帯42,000円▽6人世帯45,000円、7人以上の世帯50,400円
- ▼支給期間 原則3カ月(延長あり)
- ▼支給方法 市から家主等に直接振り込みます
《問合せ》社会福祉課 専用ダイヤル☎21-9038

国民健康保険税の減免

- 一定の条件を満たす世帯に対する国民健康保険税の減免を検討
- ※この市税の減免については市税条例の改正が前提となります。
- ※詳細が決まり次第、改めてお知らせします。
《問合せ》税務課☎21-9045